

# 問 長野県神城断層地震の今後は

# 答 局地激甚災害地区の指定へ



北澤 禎二郎議員

## 【神城断層地震について】

被害の全容は。

### 問

つかみきれていない状況ですが、概要として、村道が50路線以上、橋梁が14カ所、被害額は20億円超、農地・水路・農道等で約150カ所、被害額は約7億円、上水道施設で約1億円、下水道施設で約22億円、農業集落排水施設で約1200万円です。

住家の被害では、全壊が37棟、半壊が22棟、一部損壊が136棟、非住家の全・半壊は110棟を数えることとなり、住家では県下で最も被害数が多い状況です。

### 問

ライフラインの復旧状況は。

### 村長

水道関係では、各自治体の支援を受けながら生活用水の供給と断水の解消工事を進め、来春以降まで避難を余儀なくされている堀之内地区の一部を除く、居住されている地区内で給水が確保することができ、嶺方、蔵平、野平地区は、道路の応急復旧を先行して進めたため時間を要してしまいましたが、復旧しています。

下水道関係でも、各自治体の支援を受け、かろうじて勾配は確保されている状態です。白馬村浄化センターでは、汚泥掻き寄せ機のアームにヒビが入る等の被害や、被災した管路からの大量の地下水が流入しており生物処理に支障をきたす恐れがあり、この地下水を遮断する方法を検討しています。2次調査として、管路のカメラ調査を実施中ですが、数多くの被災箇所が発見されており、引き続き被害の詳細を調査しています。

### 問

復旧に伴う財源計画は。

### 村長

災害救助法の適用により、避難所の設置、避難者への食事、仮設住宅など法の適用内の支出については国・県の資金。法の適用に至らない場合や救助の種類・程度の範囲外の部分については、村の負担になります。

ライフライン等の復旧に伴う財源としては、災害復旧事業の国庫支出金や災害復旧事業債、財政調整基金からの繰入を予定していますが、国の査定が行われていないため、どのくらいの補助対象となるかは未定です。単独災害復旧事業においても激甚災害の認定が受けられれば、その村債については普通交付税



1日も早い復興を目指して(災害対策支援室)

### 問

被災者は、避難所、親戚宅、知人宅等、さまざまなかたちで避難しているが、それぞれへの公平な生活支援策は。

### 総務課長

県と相談しながら、災害救助法の中で対応していきたいです。

### 問

村独自の生活支援策は。

### 村長

被災者生活再建支援制度の対象にならない方について、住宅修繕工事補助金を交付します。被災住家に関する修繕工事であれば建築に限らず他の工事も対象とし、事業費は10万円以上で補助率1/3、補助限度額は20万円としています。

### 問

がれきの撤去は。

### 村長

国の財政支援の対象となる「半壊」以上の認定を受けた家屋を対象として、村が主体となって進めます。